

平成 22 年 6 月 10 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530053

研究課題名（和文） 医療事故への刑事法的対応の在り方

研究課題名（英文） Criminal punishment in medical accident case

研究代表者

川出 敏裕（KAWAIDE TOSHIHIRO）

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：80214592

研究成果の概要（和文）：医療事故に対する刑事処分の現状を、民事上の損害賠償及び行政処分と比較しつつ、事例研究を通じて実証的に明らかにするとともに、それをふまえて、医療事故に対する刑事責任のあり方について検討を加えた。そのうえで、(1)刑事処分は故意又はそれに準ずる悪質な場合に限定すること、(2)刑事処分の後追いではなく、医療事故の原因となった医師について、事故から学び復帰を援助する行政処分のシステムを新たに構築するという提言を行った。

研究成果の概要（英文）：This research reveals the state of criminal punishment to a medical accident through the case study, comparing it with the compensation of damage reparations on civil affairs and administrative disposition, and based on it, it is examined how and to what extent the criminal punishment should be used in this field.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	900,000	270,000	1,170,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：医療事故，異状死，業務上過失致死傷罪，事故調査委員会

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、人の死亡を伴う重大事故の発生を受けて、社会生活における安全に対する社会の関心が急速に高まり、安全確保のための様々な取り組みが行われつつある。その

中でも、医療分野は、人の生命や健康に直接関わる領域であるうえに、国民にとって極めて身近なものであるため、一般国民の関心がとりわけ高い。医療事故、そして、それに対する医療機関や患者の対応に關す

るマスコミ報道の増加も、それに拍車をかけている。

医療分野における安全の確保のための方策には、様々なレベルがあり、医療事故を事前に防止するための医療機関内部でのチェック体制の整備と、実際に事故が発生した場合の、事後的な事故原因の究明と問題点の改善が、その車の両輪とでもいうべきものである。しかし、前述のような状況の下で、最近では、それとは別に、民事上の損害賠償、行政処分、刑事処分を通じて、医療事故を起こした医師や看護師の責任を問う傾向が強まっている。特に、近年における刑事処分の顕著な増加は、その数自体の上昇と、刑罰が持つ象徴的な意味合いとがあいまって、医療行為への責任追及の拡大の流れを象徴的に示すものとなっているといえる。そして、こうした刑事責任追及の拡大の傾向の背景には、それを通じて将来の医療の安全確保を図るということと同時に、これも近年の社会的な潮流である被害者保護の一環としての、医療事故の被害者やその遺族からの責任追及の要求の高まりがある。

(2) 他方で、最近の刑罰拡大の傾向に対しては、医療界を中心に疑問の声もあがっている。とりわけ、帝王切開による出産中の事故で妊婦が死亡した事件において、福島県立大野病院の産婦人科医が逮捕、起訴された事件は、それまでにない激しい反発を招き、いわば医療界全体がその処置に抗議するかのような状況をもたらした。

こうした医療界からの抗議の背景には、いくつかの要因があるが、その最大のものは、医療は本来的に危険と不確実性を伴うものであるのに、結果が悪かったということで刑事責任を問われるということでは、医師はそれをおそれて萎縮医療に陥り、十分な医療が提供できなくなるという懸念である。実際、こうした事件を契機に、刑事責任を問われる危険を避けるために、熟練の医師が辞めたり、あるいは、医学部の学生が危険な分野を敬遠したりする傾向が生じ、特定の分野においては地域医療が成り立たなくなるなどの深刻な影響が生じているという指摘もなされている。

これに対して、法律家の側からは、民事訴訟で損害賠償責任が認められる場合は異なり、医療事故に対して実際に刑事責任が問われているのは、医療界が危惧しているような複雑困難な医療行為の結果、事故が発生したケースではなく、明白で単純なミスがあった場合に限られているという指

摘がなされている。この点で、医師と法律家との間には、既にその現状認識においてずれが見られ、それが議論のずれ違いと互いの不信感を生んでいる面も、少なからず見受けられる。

(3) このように、医療事故に対する刑事法の対応がいかにあるべきかは、医療自体のあり方を規定してしまうほどのインパクトを持つものであるにもかかわらず、これまで、刑事法学における医療事故への関心は、もっぱら、過失犯論との関係での、個別の事案における過失犯の成立の有無に集中しており、医療安全の確保と推進のために、刑事司法制度がシステムとして医療事故にどのように対応すべきなのかという観点からの研究は、ほとんどといってよいほど行われていない状況にあった。

## 2. 研究の目的

本研究は、上記のような問題意識の下で、医療事故に対する刑事法の対応のあり方という観点から、総合的な検討を行うことを目的としたものである。その内容は、大きくは、以下の2点に分けることができる。

第1は、現在において医療事故に対する刑事責任の追及が、いかなる事例において行われているのかを、医療事故に対する民事上の損害賠償及び行政処分と比較しつつ、事例研究を通じて実証的に明らかにすることである。これによって、医療界と法曹界との間に生じている認識のずれを解消し、共通の議論のできる土台を作ることを目的とする。

第2は、第1の研究の結果をふまえて、医療事故に対する刑事責任のあり方について検討を加えることである。具体的には、どの範囲までの過失行為を処罰の対象とすべきなのかを、立法及び検察官による公訴提起に運用のあり方の双方から検討する。その際には、同一の医療事故に対する行政処分と刑事処分の役割分担をどのように考えるかが重要な鍵となるため、刑事処分だけでなく、行政処分のあり方をも視野に入れた検討を行う。

## 3. 研究の方法

(1) 研究目的の第1点に関しては、医療事故に対する刑事責任の追及がいかなる事例において行われているのかを、公刊された裁判例の分析と検討を通じて実証的に明らかにする作業を行った。その際には、第1に、刑事事件として起訴され、裁判において過失責任が認められた事案と、同じく医

療事故で、民事上の損害賠償が認められた事案、及び、医道審議会における答申を経て医師に対する行政処分がなされた事案とを比較し、そこでの過失の程度に差異があるのか否かを検討した。第2に、近年、医療事故について医師や看護師が刑事責任を問われる事例が増加しているという現状の中で、刑事事件それ自体において、過失責任を問う範囲に変化が見られるのかどうかについて、時代を遡り、現在に至るまでの裁判例の比較、検討を行った。

(2) 研究目的の第2点については、まず、厚生労働省に置かれた「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」が、平成20年4月に、「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する第3次試案」を、また同年6月に、「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」を公表し、これをきっかけに、具体的な制度設計をにらんだ議論が行われることになったため、検討会における議論及びその後の各界での動きを詳細に検討した。

また、医療事故における事故調査制度とならんで、医療事故に限らず、わが国における死因究明制度一般についても、関心が高まりつつあり、平成21年1月には、日本法医学会が、全国的な死因究明医療センターの設立の提言を含む、死因究明制度の改善を求める報告書を公表した。国会レベルでも、民主党から、類似の内容を持つ法案が提出された。こうした動きは、医療事故をも包含するものであるため、それらについても検討を行った。

最後に、同様の問題についての諸外国の対応を調査し、そこから、我が国における問題解決の示唆を得るため、アメリカとドイツにつき、医療事故に対する刑罰及び行政処分の適用を中心に、文献によってその制度及び運用を調査、検討した。

(3) 本研究の一環として、日本医師会に設置された「医療事故における責任問題検討委員会」に委員として参加した。

#### 4. 研究成果

##### (1) 医療事故に対する責任追及の現状と問題点

医療事故について刑事責任が追及される事例は、その数を見るかぎり、ここ10年ほどで急激に増加したことは間違いない。もっとも、福島県立大野病院の産婦人科医が逮捕、起訴された後、結局、第1審で無罪判決が言い渡され、そのまま確定した事件

のように、一部の例外はあるものの、この間に、従前であれば起訴されなかったような軽微な過失事件を検察官が積極的に起訴するようになったというわけではない。むしろ、医師法21条の異状死届出に関する最高裁判例の影響もあって、警察が扱う医療事故が以前よりも増加し、それが、起訴件数及び有罪件数を引き上げたというのが正確な理解であろう。

また、民事裁判において損害賠償が認められた事件数に比べれば、その数ははるかに少なく、民事上の過失が認められる事案が、そのまま刑事事件における起訴につながっているわけではない。その意味では、民事責任の追及に比べれば、刑事責任の追及は抑制的であるといえる。

我が国における医療事故に対する責任追及の仕組みの問題点は、刑事処分と行政処分との関係にある。免許停止等の医師に対する行政処分は、医道審議会の答申を経て厚生労働大臣が行う。その際、ほとんどの事件では、医療事故に関する刑事裁判の確定後、法務省から厚生労働省への情報提供がなされ、それに基づいて医道審議会による審議がなされるという経過をたどっている。刑事事件における有罪判決を待つことなく行政処分が行われている事案はごく少数であり、行政処分が刑事処分のいわば後追いになっているのである。その理由としては、現在の制度の下では、厚生労働省の担当部局に十分な調査権限がなく、行政処分を行う前提としての事実認定が難しいために、刑事手続にそれを事実上委ねているといことと、行政処分の内容、重さについて、刑事裁判での量刑との整合性を図っていることが挙げられる。

こうした運用の結果として、行政処分がなされる事案は、刑事処分がなされる事案とほぼ等しくなっており、加えて、その際の行政処分は、基本的に、過失の程度に応じて内容が決まるかたちになっており、医師の再教育という視点が弱い。そのため、いずれの面においても、行政処分が独自の機能をはたしていないことが明らかになった。

##### (2) 刑事処分のあり方

平成20年6月に公表された「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」は、医療事故につき、専門的な調査委員会を設けて、医療事故の原因究明を行うとともに、病院管理者に対し委員会への届出義務を課すことにより、医師法21条に基づく警察の異状死の届出義務を解除し、他方で、重大な過失があった場合その他悪質な事案では、

調査委員会が捜査機関に対して通知を行うとするなど、医療事故が発生した場合の既存の刑事司法システムを根本的に変える内容を持つものである。

医療事故が発生した場合、その原因を究明し、そこで明らかになった問題点を改善することでその再発を防止することが、医療安全を確保するために最も重要である。少なくとも、医療事故に関係した者の刑事責任を追及することは、それが医療安全に資する一面を持つとはいえ、必ずしもそのために有効な方法ではない。刑罰にはそれ自体の目的があるから、医療事故についておよそ刑事責任を追及しないという選択肢はとりえないとしても、それは謙抑的に用いられるべきものであろう。その意味で、大綱案の基本的な考え方は支持されるべきものである。

本研究の研究代表者がその委員として参加した日本医師会の「医療事故における責任問題検討委員会」は、2010年3月に答申を行ったが、そこでは、(1)刑事処分は故意又はそれに準ずる悪質な場合に限定し、医療事故に対する原因究明と再発防止策を検討するシステムを構築すること、(2)刑事処分の後追いではなく、医療事故の原因となった医師について、事故から学び復帰を援助する行政処分のシステムを新たに構築すること、(3)医療事故にかかわるシステムを医療専門家の集団が中心となる自律的システムとして構想するとともに、そのなかに国民の代表も取り込んだ、透明性のあるシステムとすること等が提言されている。医療事故に対する刑事処分のあり方としては、そこで示された行政処分のあり方を実現するのとあわせて、この方向で制度の構築を進めていくべきである。

## 5. 主な発表論文等

なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

川出 敏裕 (KAWAIDE TOSHIHIRO)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：80214592

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし